

平成 25 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 21 号	受理年月日	平 25. 6. 4
件 名	市が管理する公園から野球等のボールが飛んでくる件について		
結 果	平成 25. 12. 20 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	建設委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、公園に面している住宅等に危険なボールが絶対に当たらないように、市が管理する公園内での野球等を全面禁止するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、陳情の契機となった星ヶ峯第21公園は、市住宅公社による星ヶ峯南土地区画整理事業において整備された面積2,495㎡の街区公園であり、平成16年7月14日に開設している。</p> <p>本市としては、公園内でのボール遊びについては、一般的なマナーの範疇であると考えているが、周辺の方や他の公園利用者に迷惑がかからないよう適正な利用を促すための注意看板を設置しており、同公園については、陳情者の被害申し出等を踏まえ、ボール遊びの際はやわらかいボールを使用する旨の注意看板を追加で設置している。</p> <p>また、同様の注意を喚起する目的で、21年11月には、星峯西小学校及び星峯中学校に対し児童・生徒への指導を依頼するとともに、22年1月には、同公園近辺の224世帯に対しチラシを配付した。これらの取り組みにより、21年8月以降、計59回にわたり行った公園利用の実態調査において、住宅等に被害が及ぶような危険なボール遊びは見受けられなくなった。</p> <p>なお、陳情者に対しては、解決策として防球ネットの設置や植樹について提案したが、理解が得られていないところである。</p> <p>今後についても、職員による巡回を行うとともに、町内会や学校等の関係機関とも連携を図る中で、公園の適正な利用がなされるよう努めていきたいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。</p>			

平成 25 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 22 号	受理年月日	平 25. 6. 18
件 名	間違った里道の立会いについて		
結 果	平成 25. 12. 20 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	経済企業委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、五ヶ別府町字小倉ヶ迫 92 番口地先にあった里道が、平成 19 年 5 月 1 日に本市が行った公共用地境界確定に伴い、過去いかなる道路も存在したことのない 92 番口内に移設され、従来の里道は民有地となったことにより、従来の里道の通行が困難になるのではないかと不安を抱いているが、現在の里道の境界確定に当たっては、公図等と比較して不自然な点があること、公共用地境界協議記録書に記載漏れがあること、関係地権者が一部の地点では立ち会っていないにもかかわらず、立ち会いに合意した旨の境界設定同意書が作成されていること、現在の里道上の構築物について指導や是正勧告が行われていないことなど、一連の手續に関して大きな疑問があることから、これらについて精査及び調査を行った上で、従来の里道を回復するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、現在の里道については、境界確定の申請人である 92 番口の土地所有者と、その依頼を受けた土地家屋調査士に加え、対面地の 132 番 2 及び 158 番の土地所有者等の立ち会いのもと、法務局の公図と照らし合わせ、協議が整ったことから境界を確定したが、現在も従来の里道とされている箇所が、民有地内の通路として利用されている。</p> <p>公共用地境界協議記録書については、里道等について現地立ち会いの記録を残す目的で作成する所管課限りの文書で、境界について双方が合意し、後日、公共用地境界確定調書の交付を行う際、記録書にある交付欄にチェックをすることとしているが、記入が漏れていた。また、境界設定同意書については、現在の里道と隣接地との境界について、境界確定図のとおりであることを確認する文書であり、関係地権者は、所有地と里道が隣接する地点においてそれぞれ立ち会いをしているが、同意書は全ての地点を一通に集約した形で作成されている。</p> <p>このように、現在の里道確定に係る一連の手續において、瑕疵はなかったものと考えており、陳情者に対しては、民有地内の通路は、92 番口の土地の位置や、法務局の公図と照らし合わせて里道ではない旨を説明してきているが、理解が得られていないところである。</p> <p>なお、92 番口の土地所有者に対しては、境界確定以降、里道上にある構築物について、移動または撤去するよう指導を続けてきており、一部については、すでに撤去されているが、現在の里道の通行が確保されるまでの間は、民有地内の通路を通行できるよう、関係地権者に対しお願いしていきたいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「境界確定の一連の手續について否定はしないが、字図等を見ると非常に不自然に感じる面もある。このような所有権に係る問題</p>			

について、議会が関与するのは難しいと考えていることから、本件については継続審査としたい。」という意見、「今後、新たな事実等が出てくる可能性はなく、当局からは、民有地内の通路を通行できるよう努力したいという考えが示されたことを踏まえ、本件については不採択としたい。」という意見、「当局の一連の手續について、特段瑕疵は見当たらなかったことなどから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、全会一致で不採択とすべきものと決定。